

令和6年（2024年）1月19日

株式会社 神奈川新聞社
代表取締役社長 須藤 浩之 様

小田原市長 守屋 輝彦

令和6年1月13日の神奈川新聞朝刊「トイレ難民3万人超 大地震想定市試算 備蓄不足に懸念」と題する記事について

この度の本市からの物資提供は、能登半島地震で被災された方々のために、一刻も早く必要とされる支援をするため、本市の備蓄物資の中から現時点で必要と考えられる物資を厳選し、プッシュ型でお届けしたものであり、携帯用トイレについては、被災地の深刻なトイレ事情を踏まえて送ったものです。

まさに今、被災された皆様を我が国全体で支え合い、助け合うべき局面にある中、被災地で不足している物資をいち早くお届けするとともに、被災地に寄り添う市民の気持ちもお届けするものであり、こうした行為を非難し、本市の市民が災害時に「トイレ難民」になるなど不安を煽るような報道を看過することはできません。

なお、今回お届けした支援物資の補充は遅滞なく行うとともに、他の備蓄物資の充実を含めた災害時即応体制の強化についても着実に進めています。

また、令和6年1月17日の神奈川新聞朝刊のデスクノートで、貴社小田原支局の記者は、支援物資を搬送する職員等が出発する直前に、この職員等を見送るための出発式に対して「何の意味があるのか」とのコメントを掲載しました。

支援物資の搬送に当たっては、本市防災部の職員のみならず、一般社団法人 神奈川県トラック協会にもご協力いただいております。出発前に、市民の思いも込めて市長として感謝と激励の言葉をお伝えしたものです。

この行為を「支援物資は市民の財産で市長の宣伝材料ではない」と断じたことは決して許されることなく、いたずらに市政への批判を扇動するような報道の在り様は到底看過できるものではなく、当該記者はこれまで何度も同様の記事を掲載しており、新聞記者としての倫理観に疑問を禁じ得ません。

つきましては、上記2件の報道に対して強く抗議するとともに、被災者の皆様を一時も早く支援したいとの多くの市民の気持ちを踏みにじるような記事であり、記事の撤回を求めます。

（事務担当：防災部防災対策課 0465-33-1850）